

＜厚生労働省 事務連絡＞

12/15 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その31)」

厚生労働省保険局医療課より上記事務連絡が発出されましたので、速報でお知らせします。

◇6歳未満の乳幼児に対し、コロナ対策実施で55点を算定

『乳幼児感染予防策加算：55点』

6歳未満の乳幼児の外来診療において、「特に必要な感染予防策」を講じた上で診療等を実施した場合、初再診に関わらず患者ごとに55点を特例的に算定できることとする。(現行の乳幼児加算に55点を合算して算定)

なお、その診療等に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明し、同意を得ること。

(算定可能期間：2020年12月15日～2021年2月28日まで)

(問)「特に必要な感染予防策」とはどのようなものか。

(答)「小児の外来診療における新型コロナウイルス感染症 2019 (COVID-19) 診療指針・第1版(小児 COVID-19 合同学会ワーキンググループ)」を参考に、小児の外来における院内感染防止等に留意した対応を行うこと。

■院内感染防止等に留意した対応の例

- ・ COVID-19 に特徴的な症状はなく、小児では出現しても訴えとして現れることが期待できないことから、一人の患者ごとに手指消毒を実施すること。
- ・ 流行状況を踏まえ、家庭内・保育所内等に感染徴候のある人がいたか、いなかったのかを確実に把握すること。
- ・ 環境消毒については、手指の高頻度接触面と言われるドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネル・マウス・キーボードなどは定期的に70～95%アルコールか0.05%次亜塩素酸ナトリウムを用いて清拭消毒し、特に小児が触れる可能性が高い場所は重点的に行うこと。

※本件は速報です。追加情報が発出され次第、追って情報提供いたします。